

令和4年度 第1回 奈良県環境審議会議事録

日 時 令和4年5月30日(月)

午前11時00分～

場 所 奈良県庁 5階第1会議室

【出席委員】(会長) 樋口委員、

岸本委員、惣田委員、藤田委員、増田委員、水谷委員、
和田委員、小泉委員、池田委員、山村委員、
伊吹委員(代理:市平氏)、東川委員(代理:岡本氏)、
大坪委員(代理:杉本氏)、伊藤委員、辻本委員、中崎委員、
原田委員、吉田委員

【議事】

- (1) 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る
総量規制基準の改定について(諮問)
- (2) 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について

【樋口会長】

議事（１）「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の改定について」です。本件は、令和４年４月１９日付けで、知事より当審議会に対し、諮問がありました。

水質部会設置規定に基づき、既に水質部会にて審議した内容を報告してもらいます。水質部会の惣田部会長よりご報告をお願いします。

【惣田部会長】

事務局より説明します。

【事務局】

（資料１－１～１－５に基づき説明）

【樋口会長】

惣田先生、事務局説明に、追加や補足はありますか。

【惣田部会長】

特にありません。

【樋口会長】

部会のほうで、議論になった箇所はありますか。

【惣田部会長】

第９次総量削減基本方針が、第８次を踏襲しているとのことで、議論はほとんどありませんでした。

【樋口会長】

それでは、皆様からご意見を伺います。まずは、岸本先生、ご意見、ご見解をお願いします。

【岸本委員】

国の方針が、奈良県全体のCOD削減目標量を１日当たり１４トンから１３トンへと１トン厳しくされており、それをどう達成するのかを部会で質問しました。

生活排水系の削減量の強化で対応するとのことで、資料１-1にあるとおり、公共下水道の整備、接続推進、河川対策、合併浄化槽の整備、適正な維持管理の促進などで対応できる見込みだと事務局から説明を受けました。改めての質問はありません。

【樋口会長】

ほかにご意見、コメント等ありませんか。

【山村委員】

６年後の目標達成を目指している計画でしょうか。

【事務局】

令和6年度です。

【山村委員】

今回の議事に対する異議ではないのですが、奈良県では企業誘致を進めており、工場の数が増え、今後増えていくことになるものと推測しています。

事業排水系の削減目標達成が可能だとお聞きしましたが、工場数の増加は考慮されていますか。

【事務局】

総量規制基準について、さきほど説明したように平均排水量が50m³/日以上、県内に300ほどしかありません。今後、企業誘致がどのように進むのか、大企業ばかりがやってくるのか、中小が多く集まるのか、それにも依るかと思いますが、多量排水事業場を新たに本県へ誘致する際には、当然総量規制を十分にクリアする技術を備え、総量規制基準の遵守に協力頂ければと考えています。

【伊藤委員】

この規制の範囲は、資料1-1地図の赤の範囲ですか。

【事務局】

はい、そうです。

【伊藤委員】

では、奈良県で該当しない地域があるのでしょうか。

【事務局】

はい、あります。

【伊藤委員】

その地域は、例えば、これから浄化槽が増えていくなどを考えれば、生活排水対策が進むと思いますが、畜産などについては考慮されないということでしょうか。

【事務局】

いえ、違います。畜産につきましては、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律等に基づく指導、あるいは事業者育成等を行っていますが、今回の諮問事項は、あくまでも瀬戸内海の環境保全のために、どのようにするのかという話で、その中でも事業場に対する総量規制に関する基準の見直しの話です。

それとは別に、県の環境総合計画等でうたっております生活排水、事業場排水、農業・畜産排水等につきましては、肅々と県内全域を対象に行っております。

【伊藤委員】

基本、淀川の一部を省くということは、御杖村は木津川上流で淀川に流れていきますが、そういう意

味で外しているのでしょうか。

【事務局】

淀川水系の一部が指定地域から外れている理由についてですが、三重県との境を流れる名張川、つまり三重県と接している部分は除かれています。と言いますのも、そこが指定地域に入れられてしまうと三重県が、伊勢湾、瀬戸内海両方の規制を受けることになって、それは制度導入当時、三重県の負担が大きいだろうということで、瀬戸は免除、三重県には伊勢湾のみの規制がかかり、そのため、奈良県のエリアでも三重県と接している部分については、淀川の水系から除かれるという状況になったと聞いております。

【伊藤委員】

総量規制の中では、範囲としては除かれているけれども、水質の汚濁を防ぐという意味では、他の法律の中でやってきているのでしょうか。

【事務局】

はい、従来の水質汚濁防止法に基づく排水基準、濃度規制の方は、粛々と進めています。

【伊藤委員】

わかりました。

【樋口会長】

いまの質問の再確認ですが、今回の総量削減制度の対象地域から除外される地域はあるけれども、県としては例えば生活排水、農業排水の施策としてそれらを区別するものではなく、その地域に該当するしないにかかわらず、対策を進めていくという理解でよろしいですか。

【事務局】

おっしゃるとおりです。県内全域で推し進めている種々の対策、それが瀬戸内海環境保全のためにも役立っているということです。

【樋口会長】

わかりました。ほかにいかがでしょうか。

それでは、意見出尽くしたということで、本件に係る、当審議会から知事あての答申案について、事務局から説明していただきます。

ウェブでご出席の方は、画面をご覧ください。それでは、本案件については、報告いただいた案のとおりとし、答申（案）の内容で当審議会から知事あてに答申することとします。事務局もよろしいですか。

【事務局】

了承

【樋口会長】

それでは、この議事については、議論を終わります。

それでは次の議事（２）「大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について」です。
このことについて、事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】

（資料２に基づき説明）

【樋口会長】

ただいま説明のありました本案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言をよろしくお願いいたします。

【樋口会長】

関西一円は最終埋立処分の多くの部分をフェニックス計画にお任せしており、他の地方・地域に比べて廃棄物行政として大変恵まれた環境にあるということを、このような機会の度に改めて考え、思い起こさないといけないなという気持ちになるところです。

山添村は処理を天理市に委託しているということで、焼却灰等は天理市分と混ざった状態で、山添村内の最終処分場で埋立処理されていたのを、今後は大阪湾フェニックスの処理場で処理するとのことですが、（基本計画において）天理市は今までどういった位置づけだったのでしょうか。

【事務局】

天理市につきましては、受入対象区域に最初から入っていますが、現状は大阪湾フェニックスの処理場には入れずに、山添村の最終処分場に入れている状況です。

【樋口会長】

わかりました。ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに意見もないということですので、議事を終了し、議論を終わります。

では、進行を事務局に戻したいと思います。

【事務局】

以上をもちまして、本日の環境審議会を終了いたします。有難うございました。